

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社 トーワ技研工業
大阪府大阪市淀川区宮原1-18-20

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 7 年 9 月 4 日～令和 7 年 12 月 3 日（3ヵ月）

近畿区域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

3 指名停止理由

株式会社トーワ技研工業は、令和7年3月31日付けで建設業許可部局（大阪府）より以下の事由を原因として監督処分を受け、建設業法第28条第1項第2号に基づく指示処分及び同法第28条第3項に基づく22日間の営業停止処分を受けた。

- (1) 主任技術者の配置義務違反（指示処分）
- (2) 主任技術者の配置義務違反及び一括下請負（22日間の営業停止処分）

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号（建設業法違反行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象区域
（建設業法違反行為） 13 当該区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内